

クウェイサイ・リオーガナイゼイションと剰余金

番場 嘉一郎

一 クウェイサイ・リオーガナイゼイションの意味

クウェイサイ・リオーガナイゼイション (Quasi-reorganization) は、會社の財務整理の一種であるが、商法上の會社整理規定や會社更生法による整理の場合と異り、法律上の更生手續に従うものでなく、また債務の整理や新會社の設立を伴わない。利益剰余金の缺損を既存の資本剰余金又は資本金の減少により造出した資本剰余金を以て填補し、會社を新規出發せしめる手續である。法律上の更生手續によるリオーガナイゼイションに對し、これをアカウンティング・リオーガナイゼイション (Accounting reorganization) とも呼ぶのである。以下「準更生」と云う譯語を使用しようと思う。

準更生には、ふつう、資本金の減少による資本剰余金の造出が伴うと云い得る。過去における營業損失の累積額が既存の資本剰余金の範圍で填補される場合は少いからである。しかし既存の資本剰余金で足りるならば、特に減資の必要は生じない。準更生によつて填補さるべき損失は、準更生の手續に入る前に累積された營業上の缺損に止まらず、準更生手續中に生ずる損失も、準更生の手續をとる際に資産の評価替を行うことによつて生ずる評價損もこれに含まれるのである。準更生に際しては資産を適正なる時價に評價替することが必要である。

クウェイサイ・リオーガナイゼイションと剰余金

二 準更生の効果、手續及び要件

準更生の手續は、今まで不成功であつた缺損會社が、新製品又は新市場の開發により、或いは新經營者群の入社により、又は經濟情勢の改善により、將來に向つて會社の營業を建直し得る見込みとなつた場合に從來の缺損をそのままにしていたのでは、建直つても配當の再開は容易に出來ないし、従つて株價も低位に放置されて新資金の導入も困難となり、建直し計畫を實行に移し得ないから、その障害を除くためにこれを實施するのである。

準更生實施の効果は

(一) 準更生の完了日以前に存在した利益剰余金の缺損を一掃し、準更生完了後新たに配當可能の利益剰余金を持つことを可能にすること

(二) 準更生を行わなければ利益又は利益剰余金にチャージしなければならぬ筈の損費の負擔を準更生後には輕減すること

にある。(一)の効果は、資産評價を適正に切下げることによつて達せられる。準更生は資産及び資本につき爲される會計上の修正手續である。資産評價の修正に關しては、準更生の完了日以後に、さらにまた資本剰余金へ評價損をチャージしなければならぬようなことが續かないように完全を期さねばならないのである。

準更生の手續は下記の三つから成る (Moyer-Mantz: *Functional Accounting*, 2 nd ed., p. 299)。

(一) すべての資産を適正なる時價に評價替し、準更生後の各年度に對し、棚卸資産や固定資産の過大記帳による負擔をなからしめること。評價替による損失は缺損金に加える。時に評價益が生ずれば、缺損金から控除すること。

(二) 欠損金填補のために少くとも欠損金と同額の資本剰余金が使用され得ること又は造出されねばならぬこと。
資本剰余金が存在しなければ、株主による株式の贈與、既存株式の法定資本額の減少その他これに類する手段によつてこれを造出すること。

(三) かくして利益剰余金の欠損を資本剰余金にチャージし、これを填補すること。

準更生は取締役會の決定により株主總會に提案され、その承認を得て實施しなければならない。通常、資本減少を伴うから、我が商法によれば(第三七五條)、第三四三條に規定される株主總會の特別決議を要する譯である。既存の資本剰余金だけで欠損金を填補し得る場合には、特別決議の必要はなく、定款に定めた株主總會の普通決議で足りよう。

アメリカの會社法には、株主の承認なしに準更生を行うことを認めるものがある。しかし株主の承認なしに行うことは、會計上の要求を満足せしめるものでない。と云うのは、準更生によつて利益剰余金の計算が中斷されるのであり、利益剰余金計算の繼續を切斷することは、株主其の他會社財務表に關心を持つ者に對し明瞭に知らしめるべき重要事實と考えられるからである。そこで會社法上株主の承認なしに欠損金填補の出来る場合には、準更生を行つた事實と會社財務に對するその影響とを詳細に財務表に公示することが要望される。

準更生の行われる時には、利益剰余金は皆無であり、かつその完了時には、利益剰余金の欠損が全く存在しない状態となることゝ準更生の條件である。準更生は利益剰余金の欠損の填補を目的とするのだから、これは當然のことである。

たゞし準更生に際し、造出した資本剰余金を取崩した後に、その余りが残れば、それは準更生により生じた資本剰余金となるのであつて、かかる剰余金が残ることは差支えない。

準更生を行う際に帳簿上利益剰余金の項目があつても、一方に缺損金がそれ以上あれば、利益剰余金皆無の状態と云える。わが國では定款上、任意の利益積立金の取崩を株主總會の決議事項とする例が多いから、利益剰余金があつても缺損金が表示される。しかし缺損金が利益剰余金を超過する時に、準更生の手續が適用されるのである。資産評價を切下げの場合にも、利益剰余金が存在すればこれにチャージし、それ以上の評價損を缺損金として、準更生の手續で填補することになる。^(註2)

さらに準更生を行つた後の財務表には、準更生後の年度に生じた利益剰余金につき、何年何月何日以来のものとして日を記載し、準更生の行われた日と事實を示す必要がある。この利益剰余金を Dated earned surplus とする。

三 準更生とディスクロージャー

株主總會の承認なしに行う準更生の場合に、財務表に爲さるべきディスクロージャーの方法として、S・E・Cが適切と考ふる例は次の如くである。先ず利益剰余金の記載は次の如くに行う。

1939年12月31日までの缺損金合計

\$ 700,000*

控除：資本剰余を以て填補した 1939年1月1日現在缺損金。缺損金填補は、

株主の承認を要しない旨の州法規定に従つて取締役會の決議のみにより行う。

800,000

1939年1月1日以降の利益剰余金

\$ 100,000

*は缺損金を示す。

右は一九三九年一月一日現在八〇〇、〇〇〇ドルの欠損金と額面超過金一、五〇〇、〇〇〇ドルを有する会社が、この資本剰余金を以て欠損金を填補し、また一九三九年一月一日以来の利益剰余金が一〇〇、〇〇〇ドルに上る場合の記載である。七〇〇、〇〇〇ドルは填補した欠損金と新規制度剰余金の差に相當する。

さらに次ぎの註記記載をして欠損金填補の事實に關する説明を行い、將來の配當の性格に對する影響を指示すべきであるという。

何年何月何日、取締役會の決定により、株主の承認なしに、當社は利益剰余金中\$……を資本剰余金から填補した。この手續により當社は、何年何月何日以降の留保利益を、資本剰余金を以て填補した欠損金の減少額としてでなく、利益剰余金として表示し得るに至る。この手續の—効果は何年何月何日以降に生じた利益剰余金を、資本剰余金を以て填補した欠損金を考慮することとした、通常の利益配當として分配し得ることである。附言するが、何年何月何日以降の利益が、填補された欠損金より少い場合は、その分配は事實上、資本又は資本剰余金の分配に該當するのである。

(S. E. C.: Accounting Series Releases No. 16, March 16, 1940)

ミシガン州會社法は、準更生を行つた會社はその事實を年次報告に明示すべき旨規定してゐる (Michigan Corporation Laws, S. 43)。曰く、「……州當局及び株主に對する當該會社の次年度報告には、株式及び資本の減少ならびにこれに伴う資本剰余金増加及び損失 (營業上の欠損金、財産評價損等) 填補に關する行爲を明瞭に記載しなければならぬ。……」

株主の承認を得た準更生の場合でも、準更生後における利益剰余金の記載については、準更生の實施日からの利益剰余金たることを次の如く公示すべきであるとアメリカ文獻には説かれている。

クウニイサイ・リオーガナイゼーションと剩餘金

資本

無額面株資本金

總株數 10,000 株：發行済

8,000 株 (1 株當り \$ 20) \$ 160,000.00

減資剰余金 8,000.00

利益剰余金 (1942 年 6 月 30 日以後) 17,285.94 \$ 185,285.94

S・E・Cは右の如き利益剰余金の記載に加えて、準更生の實施及び意義を公示するために、^{ディスクロージャー} 會社の新規出發後の營業成績が公表される相當期間（少くとも三年）中は、^{ディスクロージャー} 缺損金合計及び資本剰余金による填補額を、毎期の財務表に繼續註記すべきであると勸告する（S. E. C.: Accounting Series Release No. 15）。

四 準更生と未確定缺損

準更生手續を行う際に、偶發損失の發生が見越され、しかも準更生日にはその金額が確定しないと云う場合があれば、これに對して損失豫定最高額の資本剰余引當金を設定しておく、後ちに損失を填補し、その結果リザーブが過大又は不足となつた場合には、差額を資本剰余金に加減することも認められている。この差額は利益剰余金に加減したり、準更生後に生じた損益と相殺するに利用されてはならぬ性質のものである（AIA: Accounting Research Bulletin No. 3.）。

S・E・Cがかかるリザーブの設定について、見解を述べたのは一九四〇年 Associated Gas & Electric Corporation 事件に際してであつた。

同社は一九三七年十二月末日に二二萬ドル余の利益剰余金を計上していたが、一九三八年三月に至り、一九三七年十二月末日附で利益剰余金に一萬ドル余の借方記入をなし、遡及して記帳を修正した。かくて五九萬ドルの缺損金を表示した。これを取締役會の決定と株主の承認の下に、一九三八年三月末日附で資本剰余金にチャージし、填補した。即ち準更生手續を行つたのである。

ところがさらに一九三九年八月に同社は一七三萬ドルに上る固定資産の評価減を行い、これを一九三七年十二月末日附で遡及記帳し、うち一四七萬ドルは資本剰余金に、二六萬ドルは偶發損失積立金（かつて資本剰余金から振換えたもの）にチャージしたのである。評價減の必要は準更生手續を行つた際に經營者の意識する所であつたが、當時、これをなさなかつたのである。この會計處理に對しS・E・Cは缺陷ありとした。理由は、この評價減と資本剰余金による填補は準更生手續の際になすべきものであり、もしその際になさないのであれば、何らかの方法によつて、例えばこれを課すべきリザーヴの設定によつて、將來評價減をなすべき意圖のあることを公示することが、投資家の利益にとつて必要であるのに、會社はこれを財務表に記載しなかつたと云うにある。これに關連し明かにされたことは、S・E・Cの意見によれば、資産評價減は先ず利益剰余金にチャージし、それによつて缺損金があらわれる場合に、これを準更生手續によつて資本剰余金に課すべきものと考えられていることである。

さらにまた、準更生に際しては單に從來顯現した缺損金の填補のみが問題となるのでないこと、資産價値の修正が完全に行なわれ、なるべく、再び同様な更生手續が繰返されることのないようにする必要のあること及び直ちに評價減がなされなければその豫定額だけリザーヴを設けるべきことが明かにされたのである。會社側は、資産評價替は準

更生の必要条件でないこと及び資産評價減を準更生実施後に資本剰余金に課することは、準更生の際に造出された資本剰余金が不十分でリザーヴするに足りない場合には、必ずしも不適当でないと言計學の權威も認める所であることを述べて抗辯したが、S・E・Cはこれを拒否した。準更生に際し資産評價を適正ならしめるべきこと及び確定しない損失に對してはリザーヴを設けるべきことは、當時すでに一九三九年九月のA・I・Aのブレティン第三號に述べられていたことであり、これが有力な根據となつたのである。準更生に際して將來用いるリザーヴを設けない場合には、準更生手續が未了のままに繼續してゐるとは認めない譯である。

準更生に當りリザーヴを設定する方法をその後 Alabama Power Company 事件でも S・E・C は承認した。曰く、「特別な資本剰余リザーヴを設定することは、アラバマ電力會社が連邦電力委員會の命令に異議を提出せんとする場合だから、その命令實行に代替し得る行爲である。將來行われるべき資産修正が現在確認され得る場合であるから、かつ資産修正を行えば、それは準更生計畫の一部を成すべきものであるから、資本剰余金からのリザーヴの設定は適切である」(Sunley-Carter: Corporation Accounting, rev. ed., p. 139; Greidinger: op. cit., pp. 220—222)

五 準更生と資産評價替

A・I・Aブレティン第三號によれば、「準更生の實施日における資産の過少表示は、それが後日實現するものである限り、實現した期の利益又は利益剰余金の過大表示を結果する。準更生の日の貸借對照表はコンサーヴァティズムによつたものとなるが、將來の損益計算にとつて不適當である。従つて、一般的に云つて、資産は其の後における會社の會計處理方法をも考慮しながら決定したところの、修正時において適正な、不當にコンサーヴァティヴでない價

額で計上されねばならない。資産の適正価額が容易に決定し得ないならば、コンサーヴァティブな見積をなす外ないが、その場合には、その資産項目には評價が見積の旨を記し、後日、(その實現その他により)明かになつた價額との差(それは評價替の際に存在したものである)が著しい場合にはその差額は利益剰余金に加減すべきものではない」と述べている。準更生の場合には資産の適正評價を行うのが條件である。ところで適正評價の結果は事實上不良資産の評價減としてあらわれる筈のものである。會社の財務整理が行われる前には、營業缺損を糊塗するために、資産の減價償却が行われず、或いは評價増をすべからう。財務整理の場合には、その結果が残るので、資産評價替は事實上評價減となり、營業缺損と整理の際の評價減とが合わされて、填補すべき利益剰余缺損となるのである。ホルムズ・マイアーはクウェイサイ・リオーガナイゼーションを専ら資産のディヴァリエーションと従つて生ずる利益剰余缺損を填補する場合として説明しているのである(Holmes-Meier: Intermediate Accounting, pp. 209—210)。けだし至當であつて、資産の評價替によつて營業缺損が若干でも減額されるようなケースは少いであらう。

安本會計基準審議會の「商法と企業會計原則との調整に関する意見書」によれば、準更生の場合は減資や株主の贈與などを資本準備金造出の財源とすると共に、財産の再評價をし、その評價益を資本準備金造出の財源とするように説かれている。即ち財産の評價替をすれば評價損の出る資産もあり、評價益の出る資産もあるが、評價損を相殺した残りが、缺損填補のために造出される資本準備金の源泉となると考へていたのである。ここでは準更生における資産の評價損益は利益剰余金の増減ではなくして、本質は資本剰余金の増減だと云つていたのである。

この見解は既に本稿に述べた所から知る通り、準更生における評價損益は利益剰余金の缺損を増減するものである

とのアメリカにおける考え方、即ち準更生に當つても評價損益は利益又は利益剰余金の本質をもつとの考え方とは喰違つてゐるのである。

安本意見書の見解は、準更生において、資産評價益の現われるのが通例であるかの如き印象を與える點において不適當であると同時に、評價替による差額が準更生において整理される對象即ち缺損額に影響するものでなく、缺損を整理する財源の方に關係をもつと見る點が批判されねばならないのである。資産評價差額が準更生において資本剰余金の財源となるの見解は、筆者の見る限り、文献にあらわれてはいないのである。

固定資産の評価修正に伴う貸方差額を資本剰余金と考える者もあり、それは固定資産評價替をクウェイサイ・リオーガナイゼイションの一形式即ち企業の新規出發（リニューエメント）と見るものである（Paton: Advanced Accounting, p. 347）。固定資産の評価増はクウェイサイ・リオーガナイゼイションの意味をもつのであり、資本増加を結果する資本修正であるとするものである（AIA: Accounting Research Bulletins No. 5, p. 42）。しかし評價増をクウェイサイ・リオーガナイゼイションの一場合と考え、貸方差額を利益剰余金に關係せしめない見解はペイトンをはじめ、一般に、贊成しないものが多い。のみならず、このクウェイサイ・リオーガナイゼイションは企業の建直しの意味におけるリオーガナイゼイションとは區別しなければならぬ。財務整理を伴わない單なる企業の新規再出發と解されるのである。眞の準更生の場合には固定資産の貸方評價差額は通常あらわれないが、評價替を行う事實それ自體を準更生の場合と同じく見る所謂クウェイサイ・リオーガナイゼイション説（Newlove-Garner: Advanced Accounting, vol. 1, p. 361）が安本意見書には取入れられ、眞實の財務整理の場合と評價増の場合とが同一準更生手續としてあらわれるか

の如くに説かれてゐるのだと云つてよい。それは當を得ない。

準更生に際し造出される剰余金は資本剰余金である。しかしそこから固定資産の評価増による剰余金が資本剰余金だと云う論理は出て来ない。

(註1) S・E・Cの見解によれば利益剰余金の欠損を資本剰余金にチャージしても、それは、あらゆる条件及び事情の下において利益剰余金の繼續性が切斷されると云うものではない。例えば準更生に際し設定した資本剰余リザーブを以て評價減を填補し、不足をリザーブ以外の資本剰余金に課しても利益剰余金の繼續性の切斷とはならない (Gredinger; op. cit., p. 221. note 11. 参照)。

(註2) 我が國の會社では、商法上の資本準備金以外の資本剰余金が利益準備金より先きに欠損填補に充當されねばならない。従つて場合によつてはかかる資本剰余金で欠損が填補され、利益準備金が存続するに拘わらず、準更生の状態に陥ることがある。

(参考文献)

- Accounting Series Releases (S. E. C.) No. 15; No. 16; No. 25.
Owens: Business Organization and Combination (3rd ed.), pp. 215 ff.
Accounting Research Bulletins (AIA), No. 3 pp. 25 ff.; No. 5 pp. 42.
Moyer-Mantz: Functional Accounting (Intermediate, 2nd ed.) pp. 298 ff.
Gredinger: Preparation and Certification of Financial Statements, pp. 218 ff.
Holmes-Meier: Intermediate Accounting, pp. 209—210.
Newlove-Garner: Advanced Accounting, vol. 1, pp. 116 ff. pp. 361, vol. 2, pp. 37 ff.
Sunley-Carter: Coporation Accounting, (rev. ed.) pp. 135 ff.

クウェイサイ・リオーガナイゼーションと剰餘金